

長野県版キャリアパス・モデル付属

「長野県介護職員モデル給与規程」

平成 28 年 3 月

長野県福祉・介護人材確保ネットワーク会議

社会福祉法人〇〇会給与規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇会就業規則第〇条の規定に基づき、職員の給与に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 正規職員以外の給与等は、別に定めるところによる。

注 本給与規程は正規職員のみを対象としており、非正規職員は本給与規程の適用外です。

(給与の原則)

第2条 職員の戸籍、信条、性別、障害の有無又は社会的身分を理由とした差別的取扱いはしない。

(人事制度)

第3条 人事制度は、等級、賃金、評価の各制度により構成し、職員の昇給、昇格、賞与等を決定する。

2 等級は、職層表（別紙1）による。

3 賃金は、給与と賞与で構成され、それぞれ、別表1から別表5に定めるとおりとする。

4 評価は、行動評価、業績評価により構成し、行動評価は評価基準（別紙2）により、昇給、昇格に反映し、業績評価は賞与算出基準（別紙3）により賞与に反映する。

5 その他、人事制度に関し必要な事項は、別に定める。

注 給与制度に人事制度を位置付ける場合の参考例です。

注 本規程中、職務階級を示す表として「職層表」を使用しています。

(給与の構成)

第4条 この規程で「給与」とは、給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、資格手当、時間外勤務手当、宿直・日直手当、夜間・準夜・深夜勤務手当、介護職員処遇改善手当及びその他の手当をいう。

(給与の形態)

第5条 職員の給与は、月給制とする。

第2章 給 料 等

(給料の構成)

第6条 給料は、職務階層別給料表（別表1）のとおりとする。

(初任給)

第7条 新たに職員となった者の給料は、初任給給料表（別表2）に基づき、学歴、経験年数を考慮し

て理事長が決定する。

(昇給等)

第8条 昇給等は第3条の行動評価に基づき実施し、原則として年1回これを行う。

- 2 前項により、昇給しない又は降給、降格することがある。
- 3 昇給等は毎年4月1日を基準日とし、予算の範囲内で実施する。

第3章 給与の計算及び支給

(計算期間及び支給時期)

第9条 給与の計算期間は、月の1日から月の末日までとする。

- 2 給与の支給時期は、給料等定額分については同月〇日に支給し、定額分以外の手当については翌月〇日に支給する。
- 3 計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の給与は、計算期間の所定勤務日数を基準に日割りして支給する。

(給与の支給と控除)

第10条 給与は、通貨で直接その全額を支給する。ただし、次の各号に掲げるものは、給与から差し引いて支給する。

- (1) 源泉所得税、住民税
 - (2) 健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
 - (3) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - (4) 退職年金共済掛金
 - (5) 上記の他、職員との書面協定により、給与から控除することとしたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が希望した場合は、職員との書面協定により、職員の指定する金融機関等の口座への振込みにより給与を支給する。

第4章 扶養手当

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、次条に定める扶養親族のある職員に対して支給し、その支給基準と月額は諸手当支給表(別表3。以下「手当支給表」という。)のとおりとする。

(扶養親族)

第12条 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、主として職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 満18歳未満の子
- (3) 満60歳以上の父母
- (4) 障害者(前各号に該当するものを除く)

(5) 満60歳以上の祖父母又は満18歳未満の弟妹

2 前項各号の扶養親族であつて勤労所得、農業所得、その他の所得を有する者には、扶養手当を支給しない。

(扶養親族の届出)

第13条 新たに職員となつた者に扶養親族があるとき又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、その職員は所定の様式により、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(1) 扶養親族としての要件を具備するに至つた者

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者

(支給方法)

第14条 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族があるときは、その者が職員となつた日から、職員に前条第1号に掲げる事実が生じたときはその届出の日を含む月の翌月から、それぞれの支給を開始する。

ただし、その届出がこれに係る事実を生じた日から経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日を含む月の翌月からその支給を開始する。

2 扶養手当は、職員に前条第2号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の翌月以降は支給しない。

第5章 通勤手当

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる者に対して支給し、その支給基準と月額は手当支給表のとおりとする。ただし、住居手当を合算した最高限度額は月額〇円とする。

(1) 通勤のため交通機関、自動車等又は有料の道路を利用して、その運賃、燃料代又は料金（以下「運賃等」という。）を負担している者

(2) 住宅から勤務先までの距離が最短経路で片道2キロメートル以上の者

2 通勤は、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法によらなければならない。

(支給方法)

第16条 通勤手当は、職員が新たに前条の要件を具備するに至つたとき又は通勤経路、通勤方法の変更若しくは通勤のため負担する運賃等に変更があつたときに支給する。

2 職員は、前項の規定に該当する場合には遅滞なく届け出なければならない。

3 通勤手当の支給は、就職又は通勤方法の変更等により、月の中途から手当の支給又は額の変更対象となつた場合は、当該月の所定勤務日数に応じた日割計算により支給する。なお、退職等により月の中途で手当の支給対象外となつた場合も同様に日割計算により支給する。

4 職員が休暇、欠勤又はその他の事由により出勤しなかつた日数分は、日割計算で通勤手当を支給しない。

第6章 住居手当

(住居手当)

第17条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間も含む。）を借り受け、家賃を支払っている者に対して支給し、その支給基準と月額は手当支給表のとおりとする。

- 2 住居（貸間も含む。）の契約者は前項に規定するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、支給対象外とする。
 - (1) 生計を一とする同居人がいる場合で、契約者に関わらず同居人が主たる生計維持者の場合。
 - (2) 同一市町村内に自宅がある場合。
 - (3) 勤務地との距離において借り受けた住宅が自宅よりも遠距離にある場合。

(支給方法)

第18条 新たに職員となった者が、前条の規定に該当する職員である場合又は職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、所定の様式により、その事実を証明する書類を添えて遅滞なく届け出なければならない。

- (1) 新たに住居手当の支給の要件を具備した場合
 - (2) 住居手当の支給の要件を欠くに至った場合
 - (3) 住居手当を受けている家賃の月額に変更があった場合
- 2 就職又は家賃の変更等により月の途中から手当の支給又は手当額の変更の対象となった場合は、当該月の日数を分母とし、対象日数を分子として日割計算により支給する。なお、退職等により月の途中で手当の支給対象外となった場合も同様に日割計算により支給する。

第7章 資格手当

(資格手当)

第19条 資格手当は、業務で必要とする公的資格を有する場合に支給し、その支給基準と月額は資格に応じて手当支給表のとおりとする。

- 2 複数の資格を有する場合は、それぞれに支給する。ただし、手当支給表に掲げる同一資格グループ内で複数の資格を有する場合には、グループ内の最高額の手当を支給する。
- 3 資格手当の最高限度額は、月額〇円とする。

(支給方法)

第20条 資格手当は承認した翌月分から支給する。

第8章 その他の手当

(時間外勤務手当)

第21条 時間外勤務手当は、次の各号に掲げる勤務を命ぜられた職員に、その勤務した時間に対して当該各号に定める計算式により支給する。

- (1) 休日に勤務を命ぜられた場合
$$\frac{\text{当該月の対象給与} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}}{\text{1月の平均所定労働時間}}$$
- (2) 休日の深夜に勤務を命ぜられた場合
$$\frac{\text{当該月の対象給与} \times 1.6 \times \text{深夜の休日労働時間数}}{\text{1月の平均所定労働時間}}$$
- (3) 休日以外に時間外勤務を命ぜられた場合
$$\frac{\text{当該月の対象給与} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}}{\text{1月の平均所定労働時間}}$$
- (4) 休日以外の深夜に時間外勤務を命ぜられた場合
$$\frac{\text{当該月の対象給与} \times 1.5 \times \text{深夜の時間外労働時間数}}{\text{1月の平均所定労働時間}}$$
- (5) 休日以外の深夜に時間外勤務を命ぜられた場合（労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 37 条第 4 項に基づく割増賃金）
$$\frac{\text{当該月の対象給与} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}}{\text{1月の平均所定労働時間}}$$

2 前項の対象給与は、給料及び資格手当とする。

3 時間外勤務の時間数は、日ごとに所定労働時間数を超えた時間数とする。

4 労働基準法第 37 条第 1 項に基づき、第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当する場合であって、労働時間が 1 月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金とする。なお、1 月は賃金締切日の翌日（毎月 1 日）を起算日とする。

（宿直・日直手当）

第 22 条 宿直及び日直を命ぜられた職員には、その勤務した日数に対して宿直・日直手当を支給する。

2 宿直・日直手当の支給額は手当支給表に掲げる額とする。

（夜間・準夜・深夜勤務手当）

第 23 条 夜間・準夜・深夜勤務を命ぜられた職員には、その勤務した日数に対して夜間・準夜・深夜勤務手当を支給する。

2 夜間・準夜・深夜勤務手当の支給額は手当支給表に掲げる額とする。

（介護職員処遇改善手当）

第 24 条 介護職員で介護福祉士資格を保有する者に、介護職員処遇改善手当を支給する。

2 介護職員処遇改善手当の支給額は手当支給表に掲げる額とする。

（その他）

第 25 条 その他、理事長が必要と認めたものに対して手当を支給する。

第9章 賞 与

(賞与)

第26条 賞与は、○月○日及び○月○日を基準日とする。

- 2 賞与は基準日に勤務する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の○日に支給する。但し、その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（以下「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。
- 3 賞与は基本分と業績分及び寒冷地分により構成し、基本分、業績分はその者の在職期間の区分に応じて、賞与在職期間割合表（別表4）に定める割合を乗じて得た額とする。寒冷地分は賞与寒冷地分（別表5）に定めた額を支給する。
- 4 前項の基本分の基礎額は、職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額とする。
- 5 第3項の業績分は業績評価を反映し、賞与算出基準（別紙3）により支給する。
- 6 賞与の支給率は、経営状況により理事長が定める。
- 7 前6項の他、経営状況により理事長が支給を認めた場合は、これに加えて特別賞与を支給することができる。

第10章 退 職 金

注 この章は、退職金を給与規程に定める例として示します。給与規程とは別に就業規則等に必要事項を定める場合もあります。

(社会福祉施設職員退職手当共済)

- 第27条 職員が退職した場合は、本章の定めるところにより退職手当金を支給する。但し、勤続年数が1年未満の者についてはこの限りでない。
- 2 前項の退職手当金の支給は、社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）との間に共済契約を締結することによって行うものとする。

(共済契約の締結)

- 第28条 新たに採用された職員については、採用となった月に機構と被共済契約を締結する。
- 2 共済掛金は機構の定めるところにより法人が負担する。
 - 3 職員が退職し他の社会福祉法人に勤務することになったときは、法人は遅滞なく機構に職員の異動を届け出なければならない。

(勤続期間の計算)

- 第29条 勤続計算は、採用された日から退職辞令発令の月までとし、1年に満たない端数は切り捨てる。但し、傷病等による死亡退職の場合は切り上げるものとする。
- 2 休職期間は勤続期間に算入しない。

(退職金の請求)

第30条 退職手当金は職員が請求し受領するものとする。但し、職員の死亡等やむを得ない事由がある

ときは、当該職員の遺族が請求し受領することができる。

(支給制限)

第 31 条 職員が懲戒免職又はこれに準ずる行為により退職したときは、退職金は支給しない。

第 11 章 休職者の給与

(休職)

第 32 条 職員が業務外の負傷又は疾病にかかり、就業規則〇条の規定により休職を命ぜられたときは、給与を支給しない。

(その他の休職)

第 33 条 就業規則第〇条の規定により前条の規定以外により休職を命ぜられたときは、その休職期間中の給与額はその都度理事長がこれを定める。

第 12 章 雑 則

(給料の減額)

第 34 条 職員が勤務しないときは、理事長の承認があった場合（職員の勤務時間及び休暇等に関する規程により、無給休暇の承認を受けた場合を除く。）を除き、その勤務をしない 1 時間につき次条に規定する勤務 1 時間あたりの給料額を、理事長の定める方法により減額する。

注 職員の勤務時間及び休暇等に関する規程については、別途定める必要があります。

(勤務 1 時間当たりの給料額)

第 35 条 勤務 1 時間あたりの給料額は、給料月額を 1 月の平均所定労働時間で除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、〇〇年〇月〇日から施行する。但し、第 3 条の人事制度は〇〇年度から施行する。
- 2 従前の〇〇会給与規程については廃止する。

(移行時の給与の特例)

- 3 〇〇年〇月〇日に在職する職員の〇〇年〇月〇日改正時の職員給与は、次の基準によるものとする。
- 4 移行時は〇〇年度給与総額を保障し移行するものとし、〇〇年度給与総額から給与の年間総額及び年間の新旧夜勤手当差額を控除したものを賞与額とする。
- 5 第〇条及び第〇条に係る改正は〇〇年〇月〇日から施行する。